

様式第 2 号(第 4 条関係)

誓 約 書

小型船舶係留等施設の使用に当たり、次の事項を遵守することを誓約するとともに、これらに関し私の責めに帰すべき事由によるものに限り、異議申し立てを行わず、損害賠償その他一切の補償要求を行わないことを誓約いたします。

- 1 福津市津屋崎ヨットハーバー条例、福津市津屋崎ヨットハーバー条例施行規則、福津市津屋崎ヨットハーバー条例施行規則に関する取扱要領、漁港法その他関係法令等に従い、これに違反した場合には、許可の取消しに従います。
- 2 施設の使用に当たり、船舶の保守管理は自らの責任で行い、施設又は第三者に損害を与えた場合は、私の負担と責任において、原状回復及び損害の賠償を行うとともに、福津市からの指示がある場合は従います。
- 3 許可された用途以外の利用は行わず、施設の使用許可を権利として譲渡及び転貸の対象とはいたしません。また、許可を受けた私の船舶以外の船舶を係留又は陸置きした場合は許可の取消しに従います。
- 4 、施設の使用に際して、他の利用者等に迷惑をかけるなど施設の秩序ある利用を妨げていると市長が認めた場合には、許可の取消しに従います。
- 5 市長の事前の許可なくして施設を利用した営利を目的とする営業行為及びこれに類する行為は行いません。
- 6 市が主催又は後援する行事の実施、行政機関等による施設の使用、応急措置の業務への従事、地震防災応急対策に係る措置への協力、その他市長が管理上必要と認める場合は、利用の制限及び船舶の移動させることなど市長の指示に従います。また、係留及び陸置位置についても、異議なく従います。当該措置について損害賠償その他一切の補償要求を行いません。
- 7 使用料その他本施設の利用に係る金銭の支払を滞納した場合には、市長の指示に従い、係留又は陸置き中の私の船舶を指定された場所へ移動させることに従います。私が移動を行わない場合には、市長がこれを代行することに同意するとともに、当該移動に要する費用については私の負担とし、これらについて一切異議は申しません。
- 8 前項の滞納が生じた場合において、市長が滞納整理のため必要と認めるときは、私の居住市町村その他関係機関に対し、預貯金、不動産、勤務先その他の財産状況に関する調査又は照会を行うことについて、同意するものとし、これについて一切異議は申しません。

令和 年 月 日

福津市長

使用許可申請者 住所
氏名

